一、会社ハ先ニ発表シタル深夜手当減給ヲ取消スコト、
二、賃銀日当ハ一円ニ付金七十五銭ヲ支給スルコト、
三、公休日ハ九日ト二十五日トスルコト、
四、会社ハ今回(十二月廿九日)休業ニ対シ犠牲者ヲ出サヌコト、
五、会社ハ今回休業中ハ出勤ト同様ノ諸給与ヲ支給スルコト、

(2) 株式会社英蘭書房 (一、二〇一—一、二、二五)
所在地 麹町区富士見町一丁目
労働者 一五名(内女六名)
参加者 一一名(内女六名)
争議経過
当会社ハ他ニ比シ待遇不良ナルニ拘ラズ前述毎日二、二時(?)[illegible]

職業ヲ脅サレツツ何等ノ手当ヲモ支給サレザリシヲ以テ不満ヲ[illegible]
同年同月十二日[illegible]要求ヲ提出シ(十二月廿日)
[illegible]解決セリ、

一、執務時間ノ改正 — 解決
　健康ノ保証 — 解決ノ件、
一、女性ノ執務ハ七時迄 — 八時迄トス、
一、女性ノ居残リハ本人ノ自由意志ニ任セラレ度キコト、 — 承認、
一、居残料一時間二十五銭支給 — 承認
一、日曜祭日ハ宿直ニ休ムコト — 拒絶、
一、休日出勤ノ特別手当トシテ二日分[illegible]支給スルコト — [illegible]
　コレト[illegible]支給セラレ度キコト — 支給セズ
一、犠牲者ヲ出サヌコト — 承認
一、解雇者ノ退職手当一ケ月分ヲ支給スルコト — 承認、

財團法人 協調會